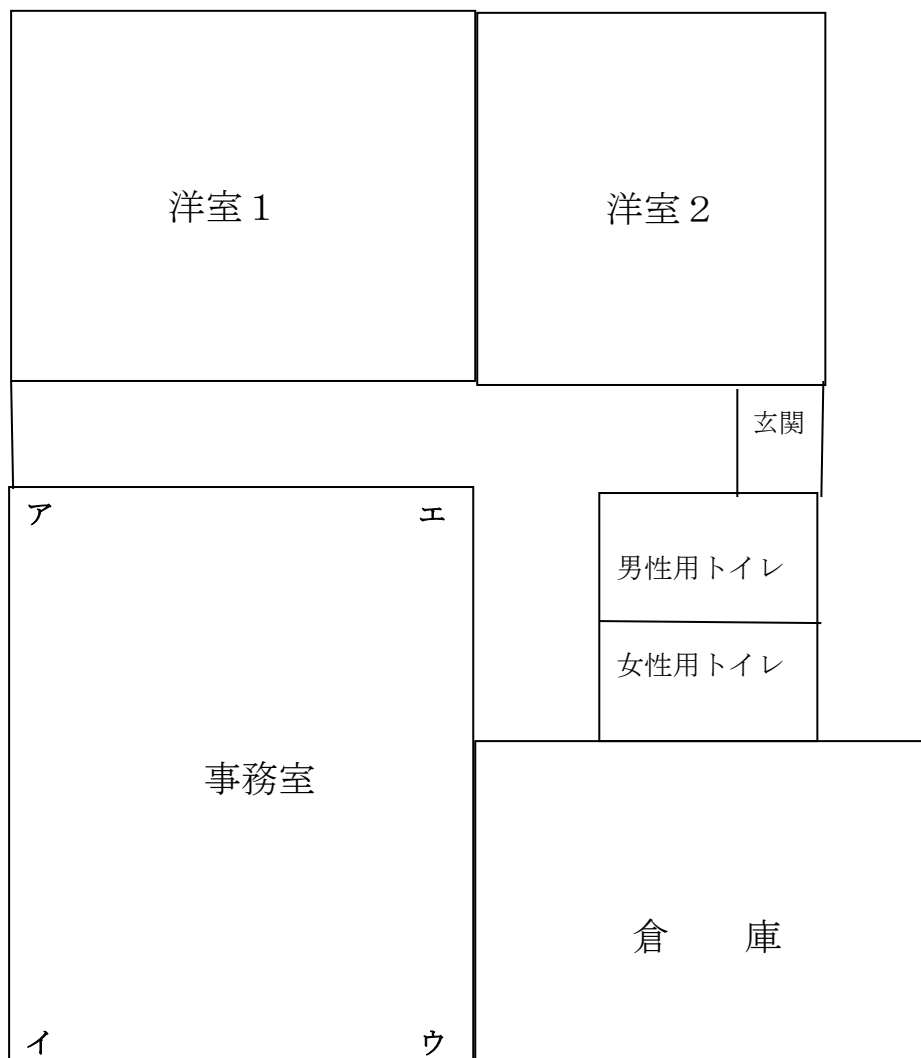


割印

建物間取図（概略）



1 階

図面については、3点セットの「現況調査報告書」内にあるものをご利用いただいても構いません。

建物のワンフロア全部を占有している場合には「〇階部分」とし、図面は不要ですが、フロアの一部（例:「1階事務室の部分」）のみを占有している場合には、その占有部分の角の部分に符号（アイウエオカキ～など）をふり、特定する必要があります。（例:「1階事務室約〇〇・〇平方メートル（別紙建物間取図（概略）のアイウエアで囲まれた部分）」）